

第 1 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成 2 8 年 (ワ) 第 3 8 0 号 (第 1 事件) 平成 2 8 年 (ワ) 第 6 9 6 号 (第 2 事件) 平成 2 9 年 (ワ) 第 1 3 7 号 (第 3 事件) 平成 2 9 年 (ワ) 第 4 6 6 号 (第 4 事件)
期 日	平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日 午 前 1 1 時 0 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無	奈良地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 官	島 岡 大 雄
裁 判 所 書 記 官	辻 本 洋 志
出 頭 し た 当 事 者 等	第 1 事件原告 宮内正厳 第 2 事件原告 溝川悠介 同 高砂光雄 同 杉村淑子 原告ら代理人 佐藤真理 同 白井啓太郎 同 安藤昌司 同 辰巳創史 同 星雄介 第 1 事件原告宮内, 第 2 事件原告溝川, 第 3 事件原告北野及び第 4 事件原告高桑代理人 今治周平 被告代理人 平山浩一郎 同 大澤武史 同 山本一貴

指 定 期 日 平成31年3月4日午前11時00分

弁 論 の 要 領 等

原告ら

原告準備書面（十四），同（十五）及び訴えの追加的変更申立書（平成30年11月9日付け）各陳述

被告

訴えの変更申立に対する答弁書（平成30年11月20日付け）陳述
第1事件原告宮内，第2事件原告溝川，第3事件原告北野及び第4事件原告高桑代理人（今治）

別紙1のとおり意見陳述

原告ら代理人（星）

別紙2のとおり意見陳述

原告ら

- 1 2月25日までに平成29年12月6日の最高裁判決及び過去の最高裁判決並びに憲法学者の意見書を踏まえ，受信料契約の法的性質など追加の主張を記載した準備書面などを提出する。
- 2 同日までに上記答弁書に対する反論を記載した準備書面を提出する。

裁判官

原告らに対し，今後の主張・立証の予定について次回期日に明らかにすることを命じる。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 辻 本 洋



平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正厳
第2事件原告 溝川悠介外44名
第3事件原告 北野重一外57名
第4事件原告 高桑次郎外21名
被 告 日本放送協会



意見陳述書

2018年11月29日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告宮内正厳及び原告溝川悠介代理人

弁護士 今治周



1 実質的当事者訴訟の追加について

本訴訟において、原告らは、被告NHKとの放送受信契約に基づき、被告NHKが原告らに対して負っている放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守して放送する義務(債務)につき、民事訴訟として、その義務の確認請求及び同義務の債務不履行に基づく損害賠償請求を求めています。

原告らは、上記民事訴訟に加え、行政事件訴訟法第4条に定める当事者訴訟としての請求を追加することとしました。被告NHKが、原告らとの関係において、放送法4条1項各号に定める公法上の義務があるこ

との確認を求める請求を追加するものです。

2 放送法4条1項各号の義務は公法上の法律関係であること

放送法4条1項各号は放送事業者に対する義務を定めています。

また、放送法は、放送事業者に対する業法であり、被告NHKが、放送事業者の中でも国会の両院の同意のもとに内閣総理大臣による経営委員の選任（放送法31条）、経営委員会による会長の任命（放送法30条2項）、予算については総務大臣に提出したうえで内閣を経て国会承認が必要であること（放送法70条）等、放送事業者の中でも、放送法において特殊な扱いを受けています。

このような放送法における被告NHKの特殊性に鑑みると、放送法4条1項各号の義務につき、被告NHKと放送受信者との関係は、他の放送事業者（民間放送事業者）と異なり、単なる私法上の関係ではなく、公法関係にあるというべきです。

3 放送法4条1項各号は放送受信者に対する具体的な義務であること

放送法4条1項各号の義務につき、受信契約者は反射的利益を受けるにすぎず、受信契約者に対する具体的義務ではないとする見解があります。その見解は、同条項の義務を総務大臣に対する義務と捉えています。

しかし、そのように解することは、同条項を根拠にした放送内容に対する総務大臣の介入を招くことを容認するようなものです。したがって、放送法4条1項を放送受信者に対する具体的義務ではないと構成することは、被告NHKの言論表現の自由の保障という観点からすると不相当であることは明らかです。

また、被告NHKを始めとする地上波放送において、放送法4条1項各号に反する放送がなされると、国民（被告NHKとの関係で言えば受

信契約者である。)の投票行動(選挙権の行使)に対する制約となり重大な損害を生じさせることになるため、国民一般による客観訴訟とは質的に異なり受信者個々にとっての具体的な紛争が生じます。受信契約者の選挙権という具体的な権利の保障に対応する義務である以上、その性質は抽象的なものではなく、受信契約者に対して負うべき具体的な義務というべきです。

さらに、堀部政男一橋大学名誉教授の文献によれば、放送法の番組準則は、反論権の根拠として意味をもつが、特定の放送に対する反論ばかりでなく、放送全体から判断して公平のバランスが欠如していると考えられる場合に、これまで放送されたものとは異なる意見を放送させようという形でアクセスを要求する根拠ともなりうると述べられており、まさに、放送準則について、それを遵守するよう被告NHKに求める具体的権利が放送受信者にあり、それに対応する具体的義務が被告NHKにあることを示唆しています。

塩野宏東京大学名誉教授も、放送法4条1項各号のような番組準則が、放送内容として守るべき最低基準の場合に、そしてそれが一般公衆というよりも、自分の利益を侵害するということになれば裁判所に対して、手続き的な権利を抜きにして主張できるということも可能だと思いと述べています。

したがって、被告NHKが、放送法4条1項各号に基づき、原告との関係において、同項各号に定める公法上の義務があることの確認を求め、請求は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争といえます。

4 訴えの利益があること

先程述べたとおり、放送法4条1項各号に反する放送がなされると、

国政に関する国民の自由な意思の形成が妨げられ、その結果として議会制民主主義の根幹を成す選挙権の行使が事実上制約を受けるなどの重大な損害を被る危険性があります。

また、放送受信者は、被告NHKに対し、放送法4条1項各号を遵守した内容の放送がなされることを前提として、受信料を支払っている（又は強制的に支払わされている）ものであり、かつ、放送法4条1項各号に違反する放送がなされたことにより選挙権行使が事実上制約を受けるなどの深刻な損害を受けるものであることからすると、放送内容について、最も関心を有しており、かつ、最も影響を受ける立場にあります。放送受信者が、被告NHKの放送法4条1項各号の公法上の義務を争うにあたって、もっとも適した利益状態にある者であることは明らかです。表現の自由の保障が要請される放送法の解釈においては、総務大臣の監督を抑制しつつ、国民の訴えに対して裁判所が本案審理をすることが、憲法的価値実現に資する解釈です。

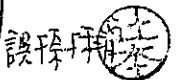
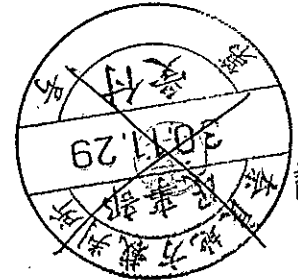
さらに、放送法の制度上、被告NHKが同条項に違反している場合にこれを是正する手段がないことから、司法救済により公法上の義務を確認するよりほかありません。選挙権などの権利が侵害された後に、損害賠償が認められたとしても、過去の被害の金銭賠償では、実際に侵害を受けた選挙権の実効的な救済になりません。

したがって、放送受信者である原告らには、被告NHKが放送法4条の義務を遵守して放送する義務を確認する確認の訴えにおいて、原告らの訴えの利益は認められるべきです。

以上

平成 28 年 (ワ) 第 380 号放送法遵守義務確認等請求事件 (第 1 事件)
 平成 28 年 (ワ) 第 696 号放送法遵守義務確認等請求事件 (第 2 事件)
 平成 29 年 (ワ) 第 137 号放送法遵守義務確認等請求事件 (第 3 事件)
 平成 29 年 (ワ) 第 466 号放送法遵守義務確認等請求事件 (第 4 事件)

第 1 事件原告 宮内正蔵
 第 2 事件原告 溝川悠介外 4 4 名
 第 3 事件原告 北野重一外 5 7 名
 第 4 事件原告 高桑次郎外 2 1 名
 被 告 日本放送協会



意見陳述書

2018年11月29日

奈良地方裁判所 民事部 1 B 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

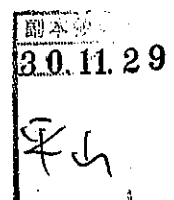


1 受信契約は双務契約であること

平成 29 年最判は、受信料の支払義務について、受信契約の締結によって発生するものであると判断しており、受信契約成立における「意思表示の合致」即ち「合意」を殊更に強調しています。また、NHK が公共放送事業者としての「放送」を行うことを当然の前提としています。

このように、平成 29 年最判が、当事者双方の「合意」によって受信契約が成立すると判断していること、NHK が「放送」を行うことを当然の前提としてそのうえで受信契約成立によって受信契約者に受信料支払義務が生じると判断していることに鑑みれば、受信契約は、双務契約の一種であるというべきです。なぜなら、そのように解釈しなければ、受信契約は、受信契約者のみが受信料支払義務を負う「有償片務契約」ということになり、NHK は受信契約者に対して何らの債務を負わないという明らかに不合理な結果となってしまうからです。

2 NHK が負う債務は放送法第 4 条 1 項各号を遵守することである



こと

受信契約が双務契約の一種であるとしても、当該契約関係においてNHKが負う債務が具体的にどのような内容であるのかが問題の核心です。

この点、放送法第4条1項各号、第15条及び第64条1項の条文を文理解釈すれば一その義務が倫理的なものにとどまるのか、それとも法的なものになるのか、またその義務の対象が誰なのかなどの問題はともかくとしても一NHKの行う「放送」が放送法の第4条1項各号を遵守したものでなければならないことは明らかです。それは、国民全体とNHKとの合意が、放送法に定められているからです。これは、平成29年最判が判示しているNHKの公共放送としての重要な役割等に照らしても当然です。

このように、受信契約の締結の有無に関わりなく、NHKは放送法第4条1項各号を遵守した放送を行う法人として存在していますが、受信契約者である原告らもNHKが放送法第4条1項各号を遵守した放送を行うことを前提に受信契約を締結しています。放送受信規約にも「放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送の受信についての契約」、「日本放送協会（以下「NHK」という。）の行う放送」（下線部は原告ら代理人が付した）といった文言が用いられていますが、ここにいう「放送」が放送法に規定する「放送」を前提とするものであることは文理上当然であり、受信契約者には疑う余地がありません。

そして、受信契約者とNHKとの間で個別的な受信契約が成立し、個々の受信契約が介在することによって、NHKの放送法第4条1項各号を遵守するという一般的義務は、受信契約者に対する個別的な義務に具体化するというべきです。

よって、NHKが受信契約者に対して追う債務は、放送法第4条1項各号を遵守した放送を行うことだといえます。

これに対し、現状のNHKの主張を整理すると、①NHKは受信契約成立によって受信契約者に対する受信料支払請求権を取得するが、NHKは受信契約者に対して何らの債務（放送法第4条第1項各号を遵守する義務を含む）を負わない、②NHKが放送法に違反する放送を繰り返したとしても受信契約者に対して債務を負ってい

ない以上受信料を請求し続けることができる（受信料支払拒絶は許されない）、③NHKは国家に対しても放送法第4条第1項各号を遵守する義務を負わない、というものになりますが、放送法を前提とした受信契約の解釈としては無理があり、NHKの主張を看過することはできません。NHKを巡る放送法制は、戦前の苦い経験を経て制定されたものであり、平成29年最判も判示するように、NHKの究極的な目的は国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することですが、この究極的な目的を軽視しているかのように思われる点も指摘しておきます。

3 おわりに

国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与するという目的を実現するためには、受信契約者がNHKと法的に対等な契約当事者であること、NHKは個々の受信契約者に対して放送法第4条1項各号を遵守した放送を行う個別的義務があることを人権の最後の砦である裁判所が認めることによって、NHKに対して公共放送としての責任を自覚させる必要があると考えます。

以上